



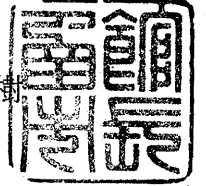
函 総 行

平成25年2月13日

函館市役所職員労働組合

執行委員長 長谷川 義 樹 様

函館市長 工 藤 壽 樹



### 新たな組織体制への見直しについて（提案）

現在、市の組織は行財政改革の一環として、係ごとの業務区分の枠を取り除くことで組織体制の柔軟性を拡充し、縦割行政の見直しと横断的な行政課題への対応を図るため、平成20年4月に主査制を導入したところであり、本格導入後、4年を経過した中で、横断的な業務執行体制として定着し、一定の効果を挙げているところでございます。

一方で、近年の新たな施策展開に加え、行財政改革の推進、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどにより、業務が多様化・専門化していることから、今後は従来の主査制の利点を生かしつつ、市民にわかりやすい組織への見直しや、部局間連携および内部調整機能を充実させることが必要と考えており、新たな組織体制への見直しにつきまして下記のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 係制の導入

現在の主査制を生かしつつ、直接市民と接する窓口業務や許認可に関する業務等、市民に対するわかりやすさが求められる場合や、市の施策を遂行していくうえで、対外的なアピールが求められる場合について、必要に応じて平成26年4月1日から係制を導入するものであります。

ただし、総務部秘書課につきましては、市長秘書として民間企業等との折衝や、市長の随行役など、対外的な窓口としての役割を担っており、よりわかりやすい組織に早急に見直したいことから、平成25年4月1日から係制を導入することとします。

#### 2 庶務(経理)系の設置

部局間連携および内部調整機能を充実させるため、庶務・経理分野を所掌する庶務(経理)係を設置するが、内部的な見直しであることや、効率的・効果的な業務執行体制の構築が急務であることから、平成25年4月1日から設置するものであります。

ただし、東部4支所、会計部、選挙管理委員会事務局および監査事務局については、庶務(経理)係を単独で設置することが効率的ではないと考えられることから設置しないこととします。